（配当の手続等）

第十五条　［略］

２　金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第八により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、前払式支払手段発行者に交付しなければならない。ただし、前払式支払手段発行者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもつてこれに代えることができる。

［３・４　略］

様式第１（第１条第１項）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

申請者※登 録 番 号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　―　）

住　　所

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発 行 保 証 金 取 戻 承 認 申 請 書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第９条第１項又は第２項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

［１．～３．　略］

（記載上の注意）

［１．・２．　略］

３．「取戻しの事由」には、供託している発行保証金並びに締結している発行保証金保全契約（法第15条に規定する発行保証金保全契約をいう。）及び発行保証金信託契約（法第16条第１項に規定する発行保証金信託契約をいう。）の内容を記載した上で、取戻可能額を算定し、記載すること。

様式第２（第１条第２項）

（日本産業規格Ａ４）

発 行 保 証 金 取 戻 承 認 書

［１．・２．　略］

３．払渡しを請求することができる期限

［略］

［様式を削る。］

様式第３（第３条第４項）　［略］

様式第４（第４条第２項）　［略］

様式第５（第４条第３項）　［略］

［様式を削る。］

（配当の手続等）

第十五条　［同上］

２　金融庁長官は、前項の規定による配当の実施をしたときは、様式第十により作成した通知書に、支払委託書の写しを添付して、前払式支払手段発行者に交付しなければならない。ただし、前払式支払手段発行者の所在を確知できないときは、当該通知書の公示をもつてこれに代えることができる。

［３・４　同上］

様式第１（第１条第１項）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

財務（支）局長　殿

申請者※登 録 番 号　財務（支）局長　第　　号

（郵便番号　―　）

住　　所

電話番号（　）　―

商号又は名称

氏　　名

（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発 行 保 証 金 取 戻 承 認 申 請 書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第９条第１項又は第２項の規定により発行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

［１．～３．　同左］

（記載上の注意）

［１．・２．　同左］

［加える。］

様式第２（第１条第２項）

（日本産業規格Ａ４）

発 行 保 証 金 取 戻 承 認 書

［１．・２．　同左］

３．払渡しが受けられる期限

［同左］

様式第３（第１条第３項）　［略］

様式第４（第３条第４項）　［同左］

様式第５（第４条第２項）　［同左］

様式第６（第４条第３項）　［同左］

様式第７（第４条第５項）　［略］